

## 出水市行政改革推進本部設置規程

出水市行政改革推進本部設置規程（平成18年出水市訓令第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 行政の総合的かつ合理的改革の推進を図るため、出水市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置き、行政改革推進本部会議（以下「本部会議」という。）、行政改革推進調整会議（以下「調整会議」という。）及び行政改革推進部会（以下「部会」という。）をもって構成する。

（所掌事項）

第2条 本部会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

2 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議の所掌事項に関すること。
- (2) 行政改革大綱及び実施計画に係る各部局間の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政改革に関すること。

3 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管部局内の実施計画の策定、推進、見直し等に関すること。
- (2) 本部会議及び調整会議からの特命事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政改革に関すること。

（本部の組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長（統括担当）をもって充てる。
- (3) 本部員は、副市長（特命担当）、教育長並びに別表に掲げる部会長及び部会員をもって充てる。

（平18訓令78・平19訓令3・平22訓令17・令元訓令7・一部改正）

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平22訓令17・一部改正)

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長、副市長（特命担当）、教育長及び政策経営部長をもって組織する。

- 2 本部会議の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。ただし、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がこれを代理する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(平18訓令78・平19訓令3・平22訓令17・令元訓令7・一部改正)

(調整会議)

第6条 調整会議は、副本部長、副市長（特命担当）、政策経営部長、保健福祉部長、市民部長、産業振興部長、建設部長、総合医療センター事務部長、消防長、教育部長、水道部長、支所長その他本部長の指名する者をもって組織する。

- 2 調整会議の会議は、副本部長が必要に応じて招集し、副本部長が議長となる。副本部長に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、政策経営部長がこれを代理する。
- 3 副本部長が必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(平18訓令78・平19訓令3・平22訓令11・平22訓令17・平30訓令33・令元訓令7・一部改正)

(部会)

第7条 部会の組織は、別表のとおりとする。

- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、

部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する者がこれを代理する。

3 部会長が必要と認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(平 2 2 訓令 1 7 ・ 一部改正)

(補助組織)

第 8 条 本部長は、行政改革に関する特定事項について調査、研究等をさせるため必要と認めるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第 9 条 本部会議及び調整会議の庶務は政策経営部企画政策課において、部会の庶務は別表に掲げる事務局において処理する。

(平 1 9 訓令 3 ・ 平 2 1 訓令 3 ・ 平 2 3 訓令 1 2 ・ 平 2 5 訓令 5 ・ 令元訓令 7 ・ 一部改正)

(その他)

第 1 0 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 8 月 4 日訓令第 7 8 号)

この訓令は、平成 1 8 年 8 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 2 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日訓令第 2 7 号)

この訓令は、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 2 9 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月23日訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月23日から施行する。

附 則（平成22年6月15日訓令第17号）

この訓令は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成23年3月7日訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第12号）抄  
（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日訓令第19号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月24日訓令第1号）抄  
（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日訓令第33号）

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年7月6日訓令第7号）

この訓令は、令和元年7月8日から施行する。

別表（第3条、第7条、第9条関係）

（平19訓令3・全改、平20訓令3・平20訓令27・平21訓令3・平22訓令4・平23訓令4・平23訓令12・平23訓令19・平25訓令1・平25訓令5・平26訓令7・平27訓令6・平28訓令3・平29訓令4・平30訓令33・一部改正）

部会名	部会長	部会員	事務局
政策経営部会	政策経営部長	総務課長、安全安心推進課長、財政課長、企画政策課長、情報課長、契約検査課長、新庁舎建設課長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務長、監査委員事務局長、各支所総合市民課長	総務課
保健福祉部会	保健福祉部長	福祉課長、健康増進課長、いきいき長寿課長、こども課長、各支所総合市民課長	福祉課
市民部会	市民部長	市民生活課長、生活環境課長、税務課長、各支所総合市民課長	市民生活課
産業振興部会	産業振興部長	農業委員会事務局長、産業振興総務課長、シティセールス課長、農政課長、農林水産整備課長	産業振興総務課
建設部会	建設部長	水道部長、都市計画課長、住宅課長、道路河川課長、下水道課長、水道課長	都市計画課
病院部会	出水総合医療センター事務部長	出水総合医療センター経営企画課長、出水総合医療センター経営管理課長、出水総合医療センター医事課長、出水総合医療センター高尾野診療所事務課長、出水総合医療センター野田診療所事務課長	経営企画課

消防部会	消防長	消防次長、消防総務課長、予防課長、 警防課長、消防署長	消防総務課
教育部会	教育部長	教育総務課長、学校教育課長、生涯学 習課長、文化財課長、市民体育課長、 図書館長、青年の家所長、ツル博物館 長、商業高校事務長、給食センター長	教育総務課